

## 参加者の有無を確認する公募手続きに係る 参加意思確認書の提出を求める公示

令和 7 年 1 月 7 日  
浜松河川国道事務所長 白井 宏明

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

### 1. 当該招請の主旨

本件は、中部地方整備局浜松河川国道事務所の令和 7 年度浜松河川国道道路照明維持工事に関する公示である。

対象となる道路照明維持工事は、浜松河川国道事務所が管理している国道 1 号及び国道 474 号三遠南信自動車道（佐久間川合 IC～東栄 IC、鳳来峡 IC～いなさ JCT）に設置されている道路照明灯の維持作業を実施し、また、24 時間体制で交通事故処理等に応急対応が可能な体制の構築を求めるものである。

よって、本道路照明維持工事は、前年度の当該地域における直轄国道の道路照明維持工事受注者を契約の相手方とする契約手続きを行う予定者（特定予定者）としているが、特定予定者以外の者で以下の応募要件を満たし、本道路照明維持工事の契約を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書を招請する公募を実施するものである。

なお、3. の応募要件を満たすと認められる者（以下、「応募認定者」という。）がいる場合にあっては、一般競争入札にて調達を実施するものとする。

また、必要により参加意思確認書の内容確認ヒアリングを実施する場合がある。

### 2. 工事概要

- (1) 工事件名 令和 7 年度 浜松河川国道道路照明維持工事
- (2) 施工範囲 浜松河川国道事務所管内  
なお、施工範囲は別図を参照のこと。
- (3) 作業内容 浜松河川国道事務所管内の道路照明維持工事を行うこと。  
道路照明維持工 1 式、道路照明清掃工 1 式、道路照明修繕工 1 式  
道路照明応急工 1 式、道路照明出勤工 1 式、道路照明仮設工 1 式  
なお、詳細は別添資料「工事説明書」参照のこと。
- (4) 工 期 令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日

### 3. 応募要件

参加意思確認書の提出書に付す応募要件は次のとおりとする。

- (1) 基本的要件
  - ① 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
  - ② 令和 7・8 年度競争参加資格審査申請の定期受付において令和 7 年 1 月 15 日ま

でに申請を行い受理されている者で、中部地方整備局（港湾空港関係を除く。）における令和 7・8 年度の維持修繕工事に係る一般競争参加資格の認定を令和 7 年 4 月 1 日時点において受けていること。（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者については、手続開始の決定後、中部地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること）

- ③会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（上記(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- ④中部地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領(昭和 59 年 3 月 29 日付け建設省厚第 91 号)に基づく指名停止を受けていないこと。
- ⑤中部地方整備局（港湾空港関係を除く。）が発注した工事のうち、令和 2 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの 4 年間に完成・引き渡された工事の実績がある場合においては、当該工種に係る工事成績評定点の平均が 65 点以上であること。なお、当該工種とは、22 工種の各工種区分をいう。
- ⑥ 「本工事に係る以下に掲げる設計業務等」以外の業務のうち以下に示す発注者を支援する業務の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

浜松河川国道事務所に係る以下の業務

- ・令和 5 年度 浜松道路管理積算技術業務  
(P S・テクノス設計共同体)
- ・令和 5 年度 浜松道路管理工事監督支援業務  
(日本振興・P S 設計共同体)
- ・令和 5 年度 浜松道路技術審査業務  
(一般社団法人パブリックサービス)
- ・令和 6 年度 浜松道路調査管理資料作成業務  
(令和 6 年度浜松道路調査管理資料作成業務 P S・ティーネット設計共同体)
- ・令和 6 年度 浜松道路技術資料作成業務  
(株式会社 フジヤマ)

なお、設計業務等の受託者が設計共同体である場合は、設計共同体の各構成員又は当該構成員と資本若しくは人事面において関連ある建設業者でないこと。

- ⑦入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、競争契約入札心得第 4 条の 3 第 2 項の規定に抵触するものではないことに留意すること。

#### 1) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- (イ) 子会社等（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合

- (ロ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

2) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(イ)については、会社等（会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

- (イ) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下、同じ）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

- 1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

- (i) 会社法第 2 条第 11 号の 2 に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

- (ii) 会社法第 2 条第 12 号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

- (iii) 会社法第 2 条第 15 号に規定する社外取締役

- (iv) 会社法第 348 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

- 2) 会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

- 3) 会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第 590 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

- 4) 組合の理事

- 5) その他業務を執行する者であつて、1) から 4) までに掲げる者に準ずる者

- (ロ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合

- (ハ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

3) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合。その他上記 1) 又は 2) と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

⑧建設業法に基づく本店、支店又は営業所が、以下に所在すること。

また、経常建設共同企業体として申請書等を提出する場合は、有資格者名簿に記

載されている共同企業体の本店所在地が、上記区域内であること。

- ・本店、支店又は営業所の所在地として設定した地域は以下に示す区域である。  
中部地方整備局管内

⑨警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑩会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。

## (2) 実績に関する要件

①平成 21 年度以降に、元請けとして、以下に示す同種工事を施工した実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が 20%以上の場合に限る（乙型にあつては分担工事の実績に限るものとし、出資比率は問わない））。

経常建設共同企業体にあつては、いずれかの構成員が、平成 21 年度以降に元請けとして以下に示す同種の工事を施工した実績を有すること。

ただし、発注者から企業に対して通知された評定点が 65 点以上の実績に限る。（工事評定が実施されていない実績や評定点が企業に通知されていない実績にあつては、検査に合格したことを証明する書類又は、引渡しが完了したことを証明する書類をもって 65 点と見なす。）

同種工事：供用中の道路における道路照明維持工（作業）の施工実績

なお、道路照明維持工（作業）とは、道路及びトンネル照明設備のランプ交換工、器具取替工、安定器取替工、点滅器取替工、照明灯設置工、器具清掃工の作業内容のものをいう

類似工事：道路照明設備工（道路トンネル照明設備を含む）を新設又は更新した工事の施工実績

## (3) 配置予定技術者について

①次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者（以下「技術者」という。）を当該工事に専任で配置できること。

1) 1 級電気施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次のものをいう。

- ・技術士（電気電子部門、建設部門、又は総合技術監理部門（選択科目を「電気電子」又は「建設」とするものに限る。））の資格を有する者

- ・以降に記載する(イ)に示す要件に該当する者のうち、発注者から建設工事（本工事同様の工事種別のみ考慮する）を直接請負、その請負代金の額が 4,500 万円以上であるものに関し 2 年以上指導監督的な実務の経験を有する者（指定建設業 7 業種以外の 22 業種の場合）

- ・これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者（建設業法第 15 条第 2 号ハ該当「建設省告示第 128 号（平成元年 1 月 30 日）最終改正：平成 12 年 12 月 12 日 建設省告示第 2345 号」を参照）

- ・1 級電気工事施工管理技士の合格を通知されている者のうち、合格証明書が交付されていない者（合格通知から 6 ヶ月以内に限り。）

2) 主任技術者を配置する場合は、1) に示す要件に該当する者、もしくは、以下に示すいずれかの資格を有する者であること。

- ・第1種電気工事士の資格を有する者
- ・第2種電気工事士の資格を有し3年以上の建設業に係る建設工事（電気工事）の実務経験を有する者
- ・第1種、第2種又は第3種電気主任技術者の資格を有し、5年以上の建設業に係る建設工事（電気工事）の実務経験を有する者
- ・2級電気工事施工管理技士の資格を有する者
- ・登録電気工事基幹技能者講習を修了した者（実務経験を有する建設業の種類に「電気工事業」を含むこと（「国土交通省告示第435号（平成30年3月15日）」を参照））
- ・建設業に係る建設工事（電気工事）について、電気工学、電気通信工学に関する学科を卒業後、以下の実務経験を有する者であること。
  - a. 高等学校（旧中学校令による実業学校を含む）、専修学校専門課程 5年以上
  - b. 高等専門学校（旧専門学校令による専門学校を含む）、専門士 3年以上
  - c. 大学（旧大学令による大学を含む）、高度専門士 3年以上
- ・建設業に係る建設工事（電気工事）に関し10年以上実務の経験を有する者
- ・これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者（「建設業法施行規則第7条の三」及び「国土交通省告示第1424号（平成17年12月16日）最終改正：平成28年5月17日 国土交通省告示第746号」を参照）
- ・2級電気工事施工管理技士の合格を通知されている者のうち、合格証明書が交付されていない者（合格通知から6ヵ月以内に限る。）

②同一の者が上記（2）に掲げる工事（平成21年度以降の実績でなくても良い）の経験を有する者であること（品質証明員、土木工事品質確認技術者としての経験は除く。）（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20%以上のに限る（乙型にあつては分担工事の実績に限るものとし、出資比率は問わない。））。）。

ただし、発注者から企業に対して通知された評定点が65点以上の実績に限る。（工事評定が実施されていない実績や評定点が企業に通知されていない実績にあつては、検査に合格したことを証明する書類又は引渡し完了したことを証明する書類をもって65点と見なす。）

経常建設共同企業体にあつては、一人で（3）① 1）の基準を満たし、上記（2）に掲げる同種工事の実績を有した技術者を構成員の何れかで1名、配置できること。残りの構成員においては上記の（3）① 1）の基準を満たす技術者を配置できること。

なお、入札後の措置として、建設業法施行令第27条第1項で定める金額の3倍未満で契約した企業においては、上記（3）① 1）の基準を満たし、上記（2）の同種工事の実績を有した技術者を1名専任とすることで、残りの構成

員が配置する技術者は専任を要しない。

- ③ 配置予定技術者と直接的かつ恒常的な雇用関係（3ヶ月以上）があること。  
なお、雇用期間が限定されている継続雇用制度（再雇用制度、勤務延長制度）の適用を受けている者については、その雇用期間にかかわらず、恒常的な雇用関係にあるとみなす。
- ④ 当該工事を受注した場合において、監理技術者が必要となる工事にあつては、配置予定技術者が監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
- ⑤ 本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「特例監理技術者」という。）の配置は認めない。

#### (4) 技術力に関する要件

- ① 気象状況などにより、交通障害の発生の恐れがある場合には、夜間及び土日祝祭日でも作業の指示を行うため、必要とする機材・人員の確保ができる体制を構築できるもの。また、監督職員から指示を受けた後、概ね1時間以内に作業の出發できる体制を構築できる者であること。

### 4. 手続等

#### (1) 担当部局

##### ①契約関係

〒430-0811 静岡県浜松市中区名塚町266

浜松河川国道事務所 経理課

電話：053-466-0112、メールアドレス cbr-keihamam@mlit.go.jp

##### ②技術関係

〒430-0811 静岡県浜松市中区名塚町266

浜松河川国道事務所 防災課

電話：053-466-0129、メールアドレス cbr-s854475@mlit.go.jp

#### (2) 説明書の交付期間、場所及び方法

交付期間：令和 7年 1月 7日（火）から令和 7年 1月14日（火）まで  
（土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日8時30分から17時15分まで）

交付場所：上記(1) ②に同じ

#### (3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

提出期限：令和 7年 1月17日（金） 12時00分

提出場所：上記(1) ②に同じ。電子メール等（着信確認を行うこと）で送付すること。

#### (4) 質問の受付期限、場所及び方法

受付期限：令和 7年 1月10日（金） 16時00分

提出場所：上記(1) ②に同じ。電子メール等（着信確認を行うこと）で送付すること。

(5) 質問の回答日、場所及び方法

回 答 日：令和 7年 1月14日（火）、15日（水）の2日間

回答方法：浜松河川国道事務所1階資料閲覧コーナーにおいて回覧に付する。

(6) 参加意思確認書の内容確認ヒアリングの実施連絡

実施する場合の連絡日：令和 7年 1月20日（月）

実施場所：上記(1) ②に同じ。

(7) 審査結果通知予定日

通知予定日：令和 7年 1月22日（水）

通知方法：電子メールによる。

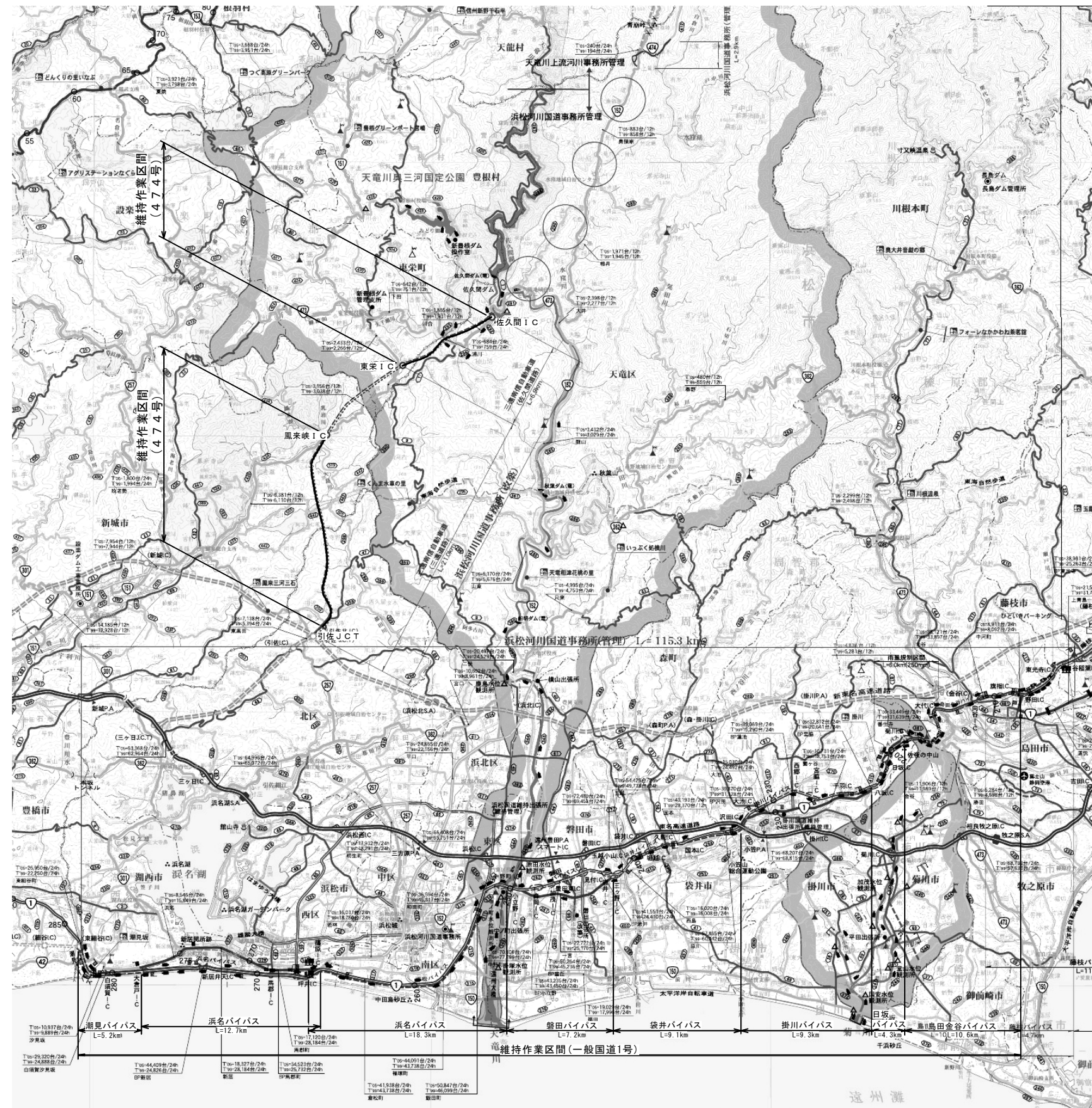
5. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本語通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 4. (1) に同じ。

(3) 詳細は別添資料「工事説明書」による。

# 位置図



|      |                         |      |       |
|------|-------------------------|------|-------|
| 工事名  | 令和7年度<br>浜松河川国道道路照明維持工事 |      |       |
| 図面名  | 位置図                     |      |       |
| 年月日  |                         |      |       |
| 尺度   | —                       | 図面番号 | 18/28 |
| 会社名  |                         |      |       |
| 事務所名 | 浜松河川国道事務所               |      |       |